

青森県報

号外第二十三号

平成二十三年
三月二十五日
(金曜日)

目 次

条 例

青森県暴力団排除条例	警察本部 組織犯罪課	二
青森県特別会計条例の一部を改正する条例	警察本部 対策課	二
青森県部等設置条例の一部を改正する条例	財政課	八
青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する条例	人事課	一〇
青森県職員定数条例の一部を改正する条例	同	二
青森県の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	同	三
青森県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	同	三
青森県公舎条例の一部を改正する条例	同	三
青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例	同	三
青森県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	同	三
青森県飲食店営業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例	同	三
青森県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	同	三
青森県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例	同	三

(高齢福祉課) 三

(保健衛生課) 二〇

(環境政策課) 一九

(行政経営推進室) 一八

(財務管理課) 一七

(同) 二

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

青森県認定こども園の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例	こどもみらい課	三
青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例の一部を改正する条例	労働・能力開発課	三
青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例	農村整備課	二四
青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	病院局 経営企画室	二六
青森県警察本部職員定数条例の一部を改正する条例	教育課 教職員課	二七
青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例	警察本部 警務課	二七
青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例	同	二六
青森県議会委員会条例の一部を改正する条例	議会事務局	二九
青森県議会議務局条例の一部を改正する条例	同	三〇

条

例

青森県暴力団排除条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第九号

青森県暴力団排除条例

目次

第一章 総則（第一条 第六条）

第二章 暴力団排除に関する基本的施策（第七条 第十二条）

第三章 暴力団排除のための規制等（第十三条 第十七条）

第四章 雑則（第十八条 第二十二条）

第五章 罰則（第二十三条・第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、暴力団排除について、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、並びに暴力団排除に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、暴力団排除のための規制等について必要な事項を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって県民生活の安全と平穩の確保及び県経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「暴力団排除」とは、県民生活又は事業活動に与える暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の影響を排除することをいう。

(基本理念)

第三条 暴力団排除は、県民生活の安全と平穩を確保し、及び県経済が健全に発展する上での課題であることを深く認識して、関係行政機関及び関係団体とともに、県、県民及び事業者が連携して、行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める暴力団排除についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団排除に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に自主的に取り組む等暴力団排除に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、その生活に与える暴力団の影響に関する情報を県に提供する等により県が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、青少年の家族及び地域住民は、基本理念にのっとり、青少年に対し、暴力団に加入せず、及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と交際しないようにするために必要な措置を講ずるよう

努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、暴力団員による不当な要求に応じない等暴力団排除のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動に与える暴力団の影響に関する情報を県に提供する等により県が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 暴力団排除に関する基本的施策

(県の事務及び事業における措置)

第七条 県は、その事務又は事業の執行に伴って暴力団に利益を与えることとならないようにするために必要な措置を講ずるものとする。

(相談の処理)

第八条 県は、県民又は事業者からの暴力団排除のための相談を解決するために必要な措置を講ずるものとする。

(訴訟の支援)

第九条 県は、県民又は事業者が提起する暴力団排除のための訴訟を支援するため、情報の提供等必要な措置を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十条 県は、暴力団排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団員等から危害を加えられるおそれがあると認められる者の安全を確保するため、警察官による保護等必要な措置を講ずるものとする。

(啓発)

第十一条 県は、県民及び事業者の暴力団排除についての関心と理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

(市町村への支援)

第十二条 県は、市町村が暴力団排除に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

第三章 暴力団排除のための規制等

(金品等の供与の制限)

第十三条 事業者は、その事業活動に関し、何人に対しても、暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに關し金品その他の財産上の利益(以下「金品等」という。)(の供与をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をすることのないようにしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、正当な理由がある場合を除き、その事業活動に関し、何人に対しても、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することを知って金品等の供与をすることのないようにしなければならない。

(契約の解除の定め)

第十四条 事業者は、正当な理由がある場合を除き、その事業活動に関し、書面によって契約をするときは、当該契約の履行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることが判明したときは当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めなければならない。

(不動産譲渡等契約の制限等)

第十五条 県内に所在する不動産を譲渡し、又は使用させる契約(以下「不動産譲渡等契約」という。)(をする者は、不動産譲渡等契約に係る不動産が暴力団事務所(暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。以下同じ。)(の用に供されることとなることを知って当該不動産譲渡等契約をすることのないようにしなければならない。

2 不動産譲渡等契約をする者は、不動産譲渡等契約に係る不動産が暴力団事務所(の用に供されていることが判明したときは当該不動産譲渡等契約を

解除することができる旨を定めるよう努めなければならない。

(不動産譲渡等契約の代理等における措置等)

第十六条 不動産譲渡等契約の代理又は媒介(以下「代理等」という。)をする者は、不動産譲渡等契約をする者が前条の規定を遵守するようにするために必要な措置を講ずるようにななければならない。

2 不動産譲渡等契約の代理等をする者は、不動産譲渡等契約に係る不動産が暴力団事務所の用に供されることを知って当該不動産譲渡等契約の代理等をするものにならないようにしなければならない。

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第十七条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地(当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲二百メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設

三 図書館法(昭和二十五年法律第十八号)第二条第一項に規定する図書館

四 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館

五 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年に対する暴力団の影響を排除する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所であつてその開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置され、又は設置されることが決定されたことにより同項に規定する区域内において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、一の暴力団のものとして運営されているこれらの暴力団事務所が他の暴力団のものとして開設され、又は運営さ

れることとなった場合は、この限りでない。

第四章 雑則

(勧告)

第十八条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、書面により、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 一 第十三条第一項の規定に反して金品等の供与をした事業者
- 二 第十五条第一項の規定に反して不動産譲渡等契約をした者
- 三 第十六条第二項の規定に反して不動産譲渡等契約の代理等をした者

(報告又は資料提出の要求)

第十九条 公安委員会は、前条の規定の施行に必要な限度において、事業者、不動産譲渡等契約をする者又は不動産譲渡等契約の代理等をする者（以下「事業者等」という。）に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(公表)

第二十条 公安委員会は、事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

- 一 正当な理由がなく第十八条の規定による勧告に従わなかったとき。
- 二 正当な理由がなく前条の規定による報告又は資料の提出の要求に応じないとき。
- 三 前条の規定による報告又は資料の提出の要求に対して、虚偽の報告をし、又は虚偽の資料を提出したとき。

2 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、事業者等に口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えなければならない。

(経過措置)

第二十一条 この条例の規定に基づき公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合には、その公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(施行事項)

第二十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第五章 罰則

第二十三条 第十七条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成二十三年七月一日から施行する。

青森県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

青森県条例第十号

青森県特別会計条例の一部を改正する条例

青森県特別会計条例（昭和三十九年四月青森県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一項の表青森県港湾整備事業特別会計の項中「第十二条第七号」を「第三十七条第七号」に改め、同表青森県管理特別会計の項中「マ 物品の購入」及び「物品、」を削り、同表青森県下水道事業特別会計の項中「第十二条第十三号」を「第三十七条第十三号」に改め、同表に次のように加える。

<p>青森県就農支援資金特別会計</p>	<p>青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第十九条第一項に規定する貸付事業のため</p>	<p>歳入 貸付金償還金、一般会計繰入金、起債その他の諸収入 歳出 貸付金、起債償還金、一般会計繰出金その他の諸支出</p>
----------------------	---	--

第二項の表青森県農業改良資金特別会計の項を削る。

附 則

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 改正前の青森県特別会計条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による青森県管理特別会計及び青森県農業改良資金特別会計の平成二十二年年度分の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際改正前の条例の規定による青森県農業改良資金特別会計に属する権利及び義務のうち、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第十九条第一項に規定する貸付事業に係るものは、改正後の青森県特別会計条例の規定による青森県就農支援資金特別会計に属するものとする。

青森県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十一号

青森県部等設置条例の一部を改正する条例

青森県部等設置条例（昭和三十七年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「県土整備部」を「県土整備部
観光国際戦略局」に改める。

第二条第五号（一）中「工業及び観光」を「及び工業」に改め、同号（四）を削り、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 観光国際戦略局

（一） 観光に関する事項

（二） 国際交流に関する事項

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十二号

青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する条例

青森県地域県民局及び行政機関設置条例（昭和三十六年一月青森県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「者」を「法人」に改め、同項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 個人の事業税

第八条第一項の表中「黒石市」を「青森市」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前において、東青地域県民局以外の地域県民局の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為のうち、個人の事業税に関する事務に係るものは、東青地域県民局の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為とみなす。

青森県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十三号

青森県職員定数条例の一部を改正する条例

青森県職員定数条例（昭和二十四年九月青森県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十一号中「一、〇二四人」を「一、一二二人」に、「二、〇〇〇人」を「二、〇九七人」に改め、同項中「五、五二五人」を「五、六二二人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十四号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

三 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

イ 次のいずれにも該当する非常勤職員

(1) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

(2) その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の一歳到達日から一年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

(3) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

ロ 次条第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の一歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている職員に限る。）

ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（法第二条第一項の条例で定める日）

第二条の二 法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の一歳到達日

二 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「配偶者育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該配偶者育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が一歳二か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。） から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）（の翌日（当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が一歳六か月に達する日

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者

がする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において配偶者育児休業をしている場合

ロ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第三条に次の二号を加える。

六 第二条の二第三号に掲げる場合に該当すること。

七 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第十条中「第二条各号」を「第二条第一号及び第二号」に改める。

第二十三条中「育児短時間勤務又は法第十七条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

二 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）

イ 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

ロ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

第二十四条第一項中「勤務時間」の下に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定めら

れた勤務時間)」を加え、同条第二項中「(昭和二十二年法律第四十九号)」を削り、「職員」の下に「(非常勤職員を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第六十七条第一項の育児時間を承認されている場合にあつては、当該五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

第二十五条に次の一項を加える。

2 部分休業をしている非常勤職員の給与については、前項の規定の適用を受ける職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十五号

青森県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

青森県産業廃棄物税条例(平成十四年十二月青森県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条の五」を「同条第三項」に、「同令第五条の八」

を「同法第九条の九第六項」に、「同項」を「同法第十五条の四の三第一項」に改め、同条第三号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の下に「（昭和四十六年政令第三百号）」を加える。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県公舎条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十六号

青森県公舎条例の一部を改正する条例

青森県公舎条例（昭和三十六年十月青森県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 県が出資している特定法人（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項に規定する

特定法人をいう。）に在職する県の退職派遣者（同条第二項に規定する退職派遣者をいう。）

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十七号

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表中第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 青森県総合社会教育センター

別表に次の一号を加える。

二十七 青森県立郷土館

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（青森県総合社会教育センター条例及び青森県立郷土館条例の一部改正）

2 次に掲げる条例の規定中「条例」の下に「及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）」を加える。

一 青森県総合社会教育センター条例（平成元年三月青森県条例第五号）第八条

二 青森県立郷土館条例（昭和四十八年三月青森県条例第四号）第五条

青森県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十八号

青森県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、同条第十号中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改め、同号を同条第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 法第十五条の三の三第一項の規定による熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設を設置している者（以下「熱回収産業廃棄物処理施設設置者」という。）の認定及び同条第二項の規定による熱回収産業廃棄物処理施設設置者の認定の更新に関する事務

第一条中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 法第九条の二の四第一項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設を設置している者（以下「熱回収一般廃棄物処理施設設置者」という。）の認定及び同条第二項の規定による熱回収一般廃棄物処理施設設置者の認定の更新に関する事務

別表中第二十一号を第二十五号とし、第二十号を第二十四号とし、第十九号を第二十三号とし、同表第十八号中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改め、同号を同表第二十号とし、同号の次に次の二号を加える。

<p>二十一 法第十五条の三の三第一項の規定による熱回収産業廃棄物処理施設設置者の認定を受けようとする者</p>	<p>熱回収産業廃棄物処理施設設置者認定申請手数料</p>		<p>三万三千元</p>
<p>二十二 法第十五条の三の三第二項の規定による熱回収産業廃棄物処理施設設置者の認定の更新を受けようとする者</p>	<p>熱回収産業廃棄物処理施設設置者認定更新申請手数料</p>		<p>二万円</p>

別表中第十七号を第十九号とし、第三号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

<p>三 法第九条の二の四第一項の規定による熱回収一般廃棄物処理施設設置者の認定を受けようとする者</p>	<p>熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定申請手数料</p>		<p>三万三千元</p>
<p>四 法第九条の二の四第二項の規定による熱回収一般廃棄物処理施設設置者の認定の更新を受けようとする者</p>	<p>熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定更新申請手数料</p>		<p>二万円</p>

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県飲食店営業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

青森県条例第十九号

青森県知事 三 村 申 吾

青森県飲食店営業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県飲食店営業許可申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第十号、第十二号及び第十四号中「九千六百円」の下に「臨時の施設に係るものについては、七千五百円」を加える。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十号

青森県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

青森県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

（抑留された飼い犬返還手数料）

第十七条 第十一条第一項の規定により抑留された飼い犬の返還を求める者は、一頭につき四千二百円に、抑留の日数に八百円を乗じて得た額を加算

した額の抑留された飼い犬返還手数料を納入しなければならない。

2 抑留された飼い犬返還手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。

附則

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前において納入すべきであった手数料及び費用については、なお従前の例による。

青森県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第二十一号

青森県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例

青森県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成十四年十二月青森県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国民健康保険事業」を「広域化等支援方針（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第六十八条の二第一項に規定する広域化等支援方針をいう。以下同じ。）に定める施策の実施、広域化等支援方針の変更その他国民健康保険事業」に改める。

第五条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 広域化等支援方針に定める施策の実施及び広域化等支援方針の変更のための事業

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県認定こども園の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十二号

青森県認定こども園の認定の基準を定める条例の一部を改正する条例

青森県認定こども園の認定の基準を定める条例（平成十八年十月青森県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表第四号6中「幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十三号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例の一部を改正する条例

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「職業能力開発校」の下に「の長期間の訓練課程」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 職業能力開発校に在籍する者

授業料

長期間の訓練課程の場合

にあつては年額十一万八

千八百円、短期間の訓練

課程の場合にあつては千

円（総訓練時間が十二時

間を超える場合にあつて

は、千円に、十二時間を

超える時間数に百円を乗

じて得た額を加算した額）

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十四号

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和三十六年三月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「費用（）」の下に「事務費を除く。」を加える。

第三条第一項第一号中「総事業費（）」の下に「事務費を除く。」を加え、同項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を削り、同項第十四号中「（事務費を除く。）」及び「に事務費の百分の二十五に相当する額を加えた額」を削り、同号を同項第十二号とし、同項中第十五号を削り、第十六号を第十三号とし、同項第十七号中「（事務費を除く。）」及び「に事務費の百分の十九・二五に相当する額を加えた額」を削り、同号を同項第十四号とし、同項第十八号から第二十一号までを三号ずつ繰り上げ、同項第二十二号を削り、同項中第二十三号を第十九号とし、第二十四号を第二十号とし、第二十五号を第二十一号とし、同項第二十六号中「事業費（事務費を除く。）」を「事業費」に改め、「に小規模用水施設に係る事務費の百分の二十五に相当する額を加えた額」及び「に小規模排水施設に係る事務費の百分の二十五に相当する額を加えた額」を削り、「総事業費（）」の下に「事務費を除く。」を加え、同号イ中「（事務費を除く。）」及び「に総事業費のうち小規模排水施設に係る事務費の百分の二十五に相当する額を加えた額」を削り、同号ロ中「（事務費を除く。）」及び「に総事業費のうち小規模排水施設に係る事務費の百分の二十五に相当する額を加えた額」を削り、同号を同項第二十二号とし、同項第二十七号を同項第二十三号とし、同項第二十八号中「と事務費の百分の二十に相当する額の合算額」及び「及び事務費」を削り、同号を同項第二十四号とし、同項第二十九号から第三十一号までを四号ずつ繰り上げ、同項第三十二号中「（事務費を除く。）」及び「に事務費の百分の十九・二五に相当する額を加えた額」を削り、同号を同項第二十八号とし、同項第三十三号を同項第二十九号とする。

第六条第一項中「第十二号から第十四号まで」を「第十一号から第十三号まで、第十五号」に、「第十九号、第二十一号から第二十七号まで及び

第二十九号から第三十一号まで」を「から第二十三号まで及び第二十五号から第二十七号まで」に、「すべて」を「全て」に改める。

附則第二項を削る。

附則第三項中「第三条第一項第十八号」を「第三条第一項第十五号」に改め、「県営事業で」の下に「土地改良法施行令等の一部を改正する政令（平成二十二年政令第九十八号）第一条の規定による改正前の」を加え、「以下「政令」という。」を削り、同項を附則第二項とする。

附則第四項中「第三条第一項第十八号」を「第三条第一項第十五号」に、「の政令」を「の土地改良法施行令」に改め、同項を附則第三項とし、附則第五項を附則第四項とする。

附則第六項中「第三条第一項第二十五号」を「第三条第一項第二十一号」に改め、同項を附則第五項とする。

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第二十五号

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

青森県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「一六床」を「六床」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十六号

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例

青森県学校職員定数条例（昭和三十六年三月青森県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中「三、一〇二人」を「三、〇七五人」に、「二、一六七人」を「二、一六五人」に、「三、三九八人」を「三、四五六人」に、「五、五九九人」を「五、五七六人」に、「二、四七七人」を「二、四八三人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例

青森県警察職員定員条例（昭和二十九年六月青森県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表中「九六人」を「九七人」に、「六四二人」を「六四三人」に、「六六四人」を「六六五人」に、「二八三人」を「二八六人」に、「二、六六九人」を「二、六七二人」に改める。

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第二十九号

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例

青森県議会委員会条例（昭和三十一年九月青森県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表商工労働エネルギー委員会の項を次のように改める。

商工労働観光エネルギー ギー委員会	商工労働部、観光国際戦略局、エネルギー総合対策局及び労働委員会の所 管に属する事項	八人
----------------------	--	----

附 則

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 改正前の青森県議会委員会条例第一条に規定する商工労働エネルギー委員会（以下「旧委員会」という。）の委員（委員長及び副委員長を含む。以下同じ。）は、改正後の青森県議会委員会条例第二条に規定する商工労働観光エネルギー委員会の委員となるものとし、その任期は、旧委員会におけるその委員の残任期間とする。

青森県議会議事務局条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十号

青森県議会議事務局条例の一部を改正する条例

青森県議会議事務局条例（昭和四十七年三月青森県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「及び室」を削り、同条中「及び室」及び「図書室」を削る。

第二条の見出し中「及び室」を削り、同条中「及び室」を削り、同条の調査課の項に次の一号を加える。

三 議会図書に関する事項

第一条の図書室の項を削る。

第二条中「及び室」を削る。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭